

山陽小野田市議会災害情報連絡会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山陽小野田市議会災害情報連絡会議（以下「災害情報連絡会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、風水害、地震等の災害により山陽小野田市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されたときは、災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援するため、災害情報連絡会議を設置することができる。

2 災害情報連絡会議は、山陽小野田市役所本庁舎内の市議会事務局に設置するものとする。

3 議長は、災害情報連絡会議を設置したときは、議員及び市長に通知するものとする。

(組織)

第3条 災害情報連絡会議は、議長、副議長及び議員をもって構成する。

2 議長は、災害情報連絡会議を代表し、その事務を総括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 災害情報連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 災害対策本部から災害情報を収集し、議員に提供すること。

(2) 議員から災害情報を収集し、対策本部に提供すること。

(3) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(市議会事務局の対応)

第5条 事務局長は、災害対策本部の会議等において得た災害情報を災害情報連絡会議に提供するものとする。

2 事務局職員は、災害情報連絡会議の事務に従事するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。